



刈谷商工会議所

利子補給は、所定の要件がある上、予告なく
変更される場合があります。
(詳細は担当者にお尋ねください)

(限度額は2,000万円まで)

少額融資
のご相談も
OK



**市役所からの
利子補給**
の制度も
あります

低金利

(1.7%) 令和7年5月1日現在

保証人不要

小規模事業者のための資金調達制度

刈谷商工会議所 マル経融資

のぞ案内

「雇用者給与等支給額が2.5%以上増加する見込みがある」又は「既に増加している」事業者を対象に、貸付後2年間の利率を▲0.5%引き下げる特例制度です。
※なお 一般マル経のみに適用できます。

賃上げ特例
による利率低減
措置もあり
◀ 所定の要件があります

**相談料、
手数料などは
一切不要です**

「小規模事業者」の要件
は常時使用する従業員の
数で定義されています。
●商業・サービス業
(宿泊業・娯楽業を除く)
……5人以下
●サービス業のうち
宿泊業・娯楽業
……20人以下
●製造業・その他
……20人以下

法人・個人事業主 問わずご利用可能です！

マル経融資は市内の小規模事業者の方々の経営を応援するために、無担保・無保証人・低金利で商工会議所の推薦に基づきお申込みいただける日本政策金融公庫の融資制度です。

「マル経融資」はこんな使い方ができます！

【運転資金】

■商品や材料の仕入れに

商品ラインナップを増やす・在庫を補充するための仕入資金を確保したい、建築資材を一括購入したい



■資金繰りに

買掛金の決済資金がほしい、資金引上げのための人件費に充てたい、原材料高騰など不確実性に備えて手元資金を厚くしたい



【設備資金】

■工場、店舗などの設備に

店舗や工場の増改築をしたい、入居者を開拓するため賃貸アパートの外壁塗装やリノーバムをしたい



■機械、車両など購入に

新製品の製造機械を導入したい、省エネ性の高い設備等に更新したい、営業車両を購入または買い替えたい



省エネ



等々 その他ご相談ください！

■ご相談・
お問い合わせ

刈谷商工会議所 中小企業相談所 経営支援担当

〒448-8503 刈谷市新栄町3丁目26 TEL:0566-21-0370

マル経融資は国の融資制度なので安心してご利用いただけます

小規模事業者経営改善資金(マル経融資)は商工会議所の推薦で申し込む日本政策金融公庫の融資制度です。

融資限度額	2,000万円	返済期間	運転資金 10年以内 (据置期間／2年以内)	保証人	不要
	※融資金額が1,500万円を超える場合は、事業計画書等の作成が必要となります。		設備資金 10年以内 (据置期間／2年以内)	金利	1.7% ※令和7年5月時点

- マル経融資の年利は固定金利です。お申込の金利は情勢によって変わることがありますので毎月時点の利率を必ずご確認ください。
- 利子補給は、商工会議所を通じて刈谷市より所定の要件等のもと交付されます。(但し、利子補給は同一事業者につき一度の利用に限る)

電子契約サービスのご案内

書面で取り交わしていた融資契約をWeb上で行う方法が開始されます【書面との選択制】

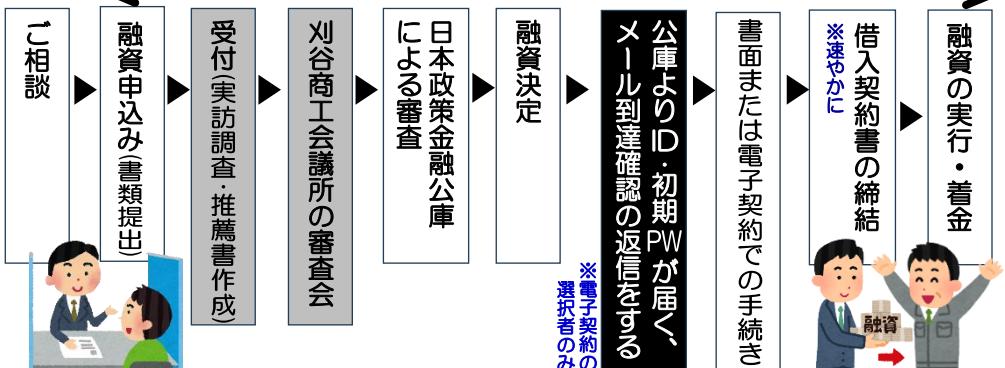
サービスのメリット・特徴

- 契約書類の記入、押印、収入印紙が不要
- PCやスマホから遠隔地でも手続き可
- サービス利用料は無料
- 利用時間は平日(祝日×)9~17時まで

QRコード
電子契約サービスの
「利用の流れ」「利用登録」「電子契約手続きの詳細」
はQRコードを読み取って
ご確認ください。

融資実行の流れ

およそ1か月



★お申し込み時の必要書類

※その他にも追加で書類を求める場合があります。

- 確定申告書・決算書の控え ※いずれも直近2期分
- 納税を証明できる書類 ①所得税・法人税 ②事業税 ③県・市民税 ※①~③全ての領収書(控)又は納税証明書
- 事業主又は代表者名義の土地・建物を所有する場合は不動産登記簿(全部事項証明書) ※初回利用者の場合
- 履歴事項全部証明書(法人の場合のみ)
- 見積書・契約書等(設備資金の場合のみ)
- 借入推薦依頼書(所定用紙) 勘定科目内訳書 ※法人のみ
- 最近の試算表(決算後6か月以上経過している場合)
- 銀行等借入金明細書 ※住宅ローン等含む
- 許認可書(許認可対象業種の場合のみ)
- 消費税の領収書(控) ※課税事業者のみ



★電子契約サービスの希望の場合(追加書類)

- 電子契約利用申込書(様式1)
- (送金先口座)預金通帳の写し[表紙・見開き1頁目]
- 借入申込人又は代表者だけが利用できる「SMSの利用が可能な携帯電話」及び「メールアドレス」が必要となる。
(経理担当者や家族の携帯電話番号及びメールアドレスは不可) また、法人の場合、法人と代表者で異なるメールアドレスが必要となる。

★賃上げ貸付利率特例制度の対象者(追加書類)

- 賃上げ計画書(所定様式) ※賃上げ済みの方も要提出
※但し、要件未達成の場合、減額分の利息金額を払い戻すことになります。

マル経融資をご利用いただける方【基本要件】

※融資の実行にあたっては審査があり、審査の結果、ご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承の上、お申込みください。

- 常時使用する従業員が20人以下 [商業・サービス業(宿泊・娯楽業以外)の場合は5人以下] の法人・個人事業主。
- 商工会議所の経営指導を6か月以上受けています。(詳しくは当所にご確認ください)
- 所得税、法人税、事業税又は市県民税について納期限の到来している納税額を完納している方。
- 原則、同一地区(刈谷市内)で最近1年以上、事業を行っている方。
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方。

「詳しい内容が聞きたい」とご希望の方は、ぜひ下記の申込書に必要事項をご記入の上、お送りください。

お電話でもお受けいたします。折り返し当所の経営指導員よりご連絡し、融資の内容等について確認させていただきます。

〈このまま切らずに送信してください〉

刈谷商工会議所 中小企業相談所 行

FAX 0566-24-6049

マル経融資 相談申込書

事業所名				WEBでの申込はこちら (その場合、FAXは不要)
所在地				
電話番号		連絡者名		
E-mail	@			

